

## 遊技場の運営管理者の皆さま (受動喫煙防止対策に係る施設管理権原者)



令和2年4月から施行されている「改正健康増進法」の『受動喫煙防止対策』についてお問い合わせ・相談の多い内容などについてお知らせしますので、確認をお願いします。



### 遊技場、従業員の事務室・休憩室を含めて、屋内は原則禁煙



屋内で喫煙する場合は、基準を満たした喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室が必要です。これ以外の屋内の場所では、一切喫煙することはできません。



- ✓ 時間帯や人がいる・いないによって禁煙、喫煙を使い分けできない
- ✓ 禁煙場所（喫煙専用室等以外の全ての場所）に、灰皿などを置いていると **施設管理者等は最大 50 万円の過料**
- ✓ **【喫煙者】喫煙専用室等以外の禁煙場所での喫煙は最大 30 万円の過料**



### 喫煙専用室等の設置基準

喫煙専用室等を設置する場合は、以下の基準を満たすことが必要です。

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が毎秒 0.2m以上であること  
たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること（出入口の扉は、の基準が満たされていれば必ずしも必要ありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画が必要です。）  
たばこの煙が屋外に排気されていること



- 1 喫煙専用室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙専用室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速毎秒 0.2 m 以上を満たしていることが必要です。
- 2 令和2年4月1日時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰すことができない事由によって上記基準の屋外排気が困難な場合は、経過措置があります。詳しくはお問い合わせください。



- ✓ 施設管理権原者は専ら喫煙をすることができる喫煙専用室を設置することができます。ただし、喫煙以外のことは一切できません。
- ✓ 施設管理権原者は喫煙以外（遊技など）も可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設置することができます。（加熱式たばこ：アイコス、プルームテック、グローなど）ただし、加熱式たばこ専用喫煙室では紙巻きたばこを喫煙できません。
- ✓ **上記基準を満たしていないことが判明したときには、喫煙専用室等の供用停止を指導します。また、基準違反については、最大 50 万円の過料**があります。

## 風営法第2条第4号に規定する施設（ばちんこ屋）の場合

施設内が複数階に分かれている場合においては、裏面の基準に代えて壁、天井等によって区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。

例：2階建ての施設で、1階を禁煙、2階を加熱式たばこ専用喫煙室とする場合

- ✓ 例の場合、2階には店内の階段でつながっていて、階段以外は壁、天井等によって区画されているときは、階段部分のみが複数階にわたる空間のため、フロア分煙が可能。**2階から1階へ煙が流出しないように**する必要がある。
- ✓ **階段の側面（及び上部）が区画されていない場合、「フロア分煙」の取扱いはできません。**（改正健康増進法の施行に関するQ&A7-2-1「吹き抜け階段」に相当するため）
- ✓ 喫煙禁止区域（加熱式たばこ専用喫煙室等以外の場所）の面積の合計を、施設面積のおおむね2分の1以上とするよう努めること（神奈川県ルール）。

## 風営法第2条第5号に規定する施設（スロットマシンを備える店舗）の場合

**神奈川県ルール（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例）**に基づき、スロットマシンを備える店舗でフロア分煙をする場合は、上記**ばちんこ屋より、「喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止」規制が厳しい**ため、注意が必要です。具体的には区画以外に次の2点が必要です。

- ✓ 出入口において、喫煙禁止区域から喫煙区域の方向に毎秒0.2m以上の気流
- ✓ たばこの煙を屋外に排気するための排気設備を設けること



### 喫煙専用室等の標識の掲示 / 喫煙できる場所には20歳未満（従業員含む）立入禁止

喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設置した場合は2種類の標識の掲示が必要です。

右記は加熱式たばこ専用喫煙室を設置した場合  
また、喫煙室には20歳未満の立入は禁止です。

- ✓ **喫煙専用室の場合、「喫煙ブース」という表現は不可**
- ✓ 標識の不掲示は最大50万円の過料
- ✓ 20歳未満は営業時間外でも立入禁止

＜施設出入口＞	＜喫煙室出入口＞
<p style="font-size: small;">加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	<p style="font-size: small;">加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。</p>

## 禁煙の場合

### 禁煙標識の掲示義務

神奈川県ルールに基づき、禁煙標識の掲示を施設の出入口に掲示する必要があります。



### 屋外の喫煙場所設置にあたっての配慮

喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する必要があります。

令和2年8月作成

【問合せ先】相模原市保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当

電話：042-769-8055

詳しくは電話で問合せ又はホームページをご覧ください。

相模原市 受動喫煙

